

テント等特定食品営業の必須衛生機材について

立入検査時の注意事項

立入検査時には、食材や使い捨て食器等以外のすべての物品の確認を行います。レンタル等を理由に機材の一部が揃わないことは認められません。使用するすべての調理器具等も御用意ください。

また、検査の1項目として、実際に手洗い設備の流水の確認を行うため、給水タンクに貯水が必要です。手洗い設備や冷蔵・冷凍設備等に通電を要する場合には、電源の確保を忘れずをお願いします。保健所から水、電気の提供はできません。

